

2 基本目標

本市の現状や市民の意識、そして現在の食をめぐる社会経済環境等から、明らかとなった課題を整理し、これを達成するために次の3つの基本目標を定め、取り組みを推進します。

*現状値は平成28年度の実績

(1)「食」を通じた心づくり

「食」は、私たちの心の安定、そして人と人とのつながりを培う最も身近な要素となることから、家族や友人との楽しい食事の重要性を再認識するとともに、食べ物をありがたくいただく気持ちを醸成し、健全な食生活の確立を目指します。

【数値目標】 ☆ 幼児期の子どもが調理に携わる割合

現状値[※]73.0% ⇒ 目標値 80%以上

(※本項目のみ平成29年度)

☆ 給食をほぼ残さず食べる小学生の割合

現状値 71.2% ⇒ 目標値 74%以上

(2)「食」を通じた体づくり

「食」は、健康な体づくりの重要な要素となることから、私たちの体と食べ物との関係に対する理解を深め、健全な食生活の確立を目指します。

また、このことを通じて、「早寝・早起き・しっかり朝食」といった規則正しい生活リズムや適度な運動等の健康習慣を身につけることで、生活習慣病予防につなげ、健康寿命の延伸を目指します。

【数値目標】 ☆ 肥満者（BMI 25以上）の割合

男性：現状値 31.5% ⇒ 目標値 29%以下

女性：現状値 19.2% ⇒ 目標値 18%以下

☆ 朝食を毎日食べる小学生の割合

現状値 83.8% ⇒ 目標値 85%以上

(3)「食」を通じた地域づくり

「食」は、家族だけでなく、世代を越えて地域をつなぐ身近でかつ重要な要素となることから、家庭や地域等を中心とした食材や料理等における世代間の伝承を通じて、真に豊かな食文化を築くことを目指します。

そのため、地域性にあふれ、文化が香る食文化を形成していくために、農林水産業の活性化を見据えながら、おいしく安全な食を提供する地産地消を推進するとともに、食材や食品の安全性に関する知識の啓発等を通じて、安心して食生活を営むことができる環境をつくっていきます。

- 【数値目標】
- ☆ 農産物直売所「ふるさと夢市場」における販売額
現状値 29 万円/日 ⇒ 目標値 32 万円/日以上
 - ☆ 学校給食等における地元農産物の活用
現状値 8.8% ⇒ 目標値 17%以上



3 重視する視点

本計画では、「食を通じて心・体・地域を育てる」の基本理念のもと、先に示した基本目標ごとに、これを達成するための具体的な取り組みを設定します。

この基本目標に連なる全ての具体的な取り組みを実施していく上で、重視していかなければならない視点を次のとおり定めます。

(1) 様々な立場、ライフステージに応じた食育の推進

「食」は、生きていく上で、欠く事の出来ないものであることから、生涯を通じて重要な位置を占める日常生活の要です。

また、適正な食事の量や内容といった「食」のあり方そのものが各年代によって異なります。

そのため、本計画に基づく食育の推進においては、次のように全生涯のライフステージに応じた適切な取り組みを展開していくことを重視します。

(2) 地域の共同体による食育の推進

これからの健康づくりには、ヘルスプロモーションといった考えが重要になっています。ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールすることができるようにすることで、このためには一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むだけでなく、この取り組みを社会全体が支援していくことが重要となります。

そのため、本計画に基づく食育の推進においては、健康づくりにおける考え方と同様に、行政による支援はもちろんのこと、社会貢献を行う団体や民間企業、そして地域社会が連携・協働して取り組んでいくことを重視します。

(3) 家庭を中心とした食育の推進

家庭は、社会の最小構成単位であるとともに、あらゆる教育、習慣を学び、身につける人生の出発点となるところです。

このことから、健全な食生活の確立、豊かな食文化の継承等においても家庭は、

非常に重要な役割を担っています。

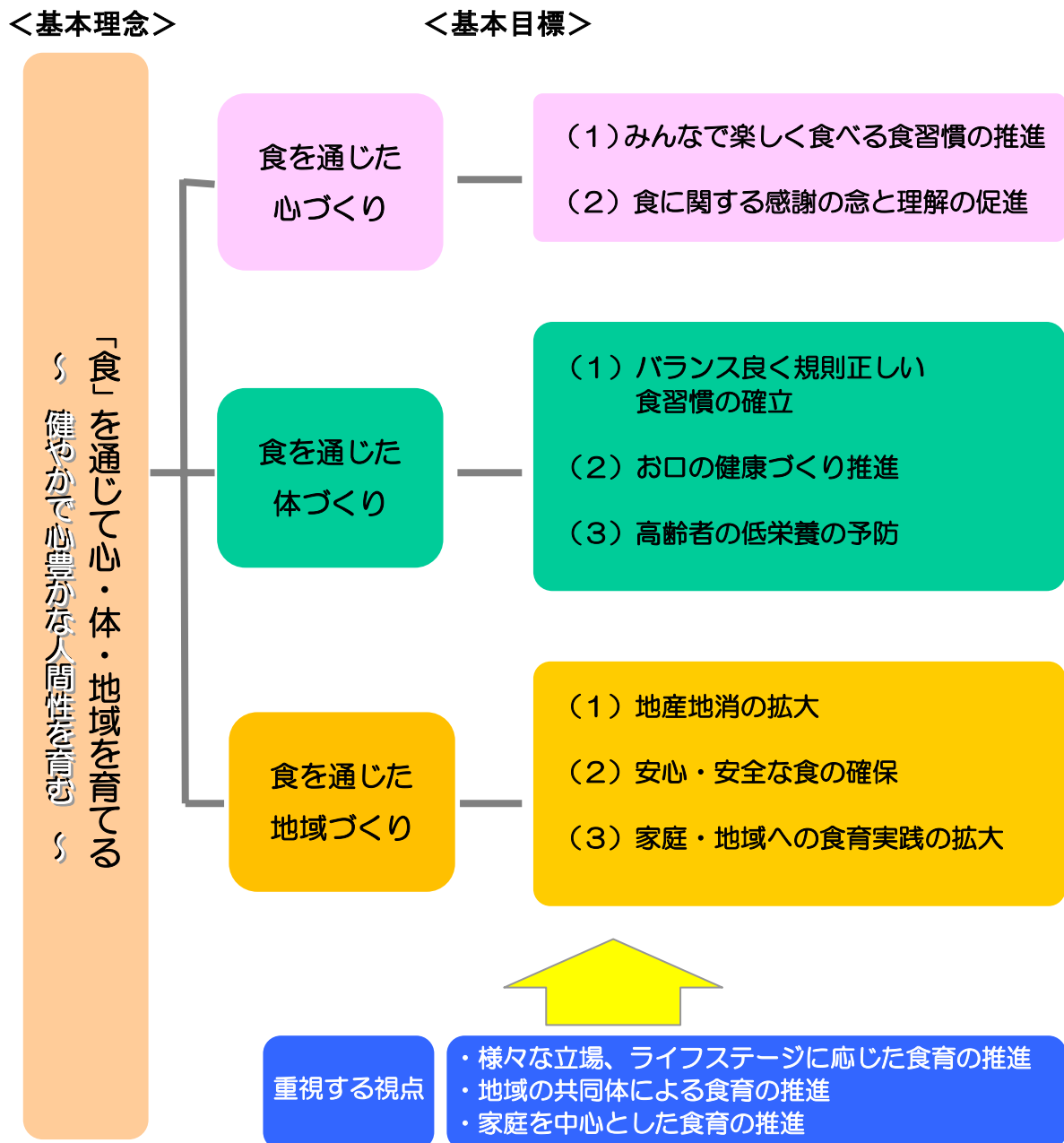
そのため、本計画に基づく食育の推進においては、特に、将来の敦賀を担う子どもたちが、生涯にわたって、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、家庭を中心とした取り組みの展開を重視します。



4 計画の体系

これまでに示した、本計画の「基本理念」、現状の課題を達成するために設定した「基本目標」、具体的な取り組みを進める上での「重視する視点」、そして次章で示す「具体的な取り組み」までの本計画全体の体系は次のとおりとなります。

◆ 図表 16 本計画全体の体系図



◆ 図表 17 具体的な取り組みの概要

| 基本目標 | | 具体的な取り組み | 内容 |
|------------|-------------------|--|-------------------|
| 食を通じた心づくり | みんなで楽しく食べる食習慣の推進 | ① 保育を通じた基礎的な食習慣の確立 ② 幼稚園・学校での集団活動を通じた基礎的な食習慣の確立 | p 21 ～ p 26 |
| | 食に関する感謝の念と理解の促進 | ③ 農業体験等の充実 ④ 調理実習等を通じた食を学ぶ機会の提供 ⑤ 食品ロス削減の推進 | |
| 食を通じた体づくり | バランス良く規則正しい食習慣の確立 | ① 生活習慣の基礎・規則正しい食習慣の確立 ・乳幼児セミナー等での食育推進 ・保育を通じた基礎的な食生活の実践 ・学校等での集団活動を通じた基礎的な食生活の実践 ② 若い世代の適切な食習慣の実践支援 ③ 生活習慣病の発症・重症化予防の推進 | p 27 ～ p 31 |
| | お口の健康づくり推進 | ① 食と歯・口の健康に関する普及啓発 ② 口腔機能向上の推進 | |
| | 高齢者の低栄養予防 | ① フレイル予防（バランスのとれた食事） ② 調理方法や栄養改善に関する普及啓発 | |
| 食を通じた地域づくり | 地産地消の拡大 | ① 保育園・学校給食等における地元食材活用の推進 ② 地元食材の栽培及び販売促進 ③ 伝統野菜復活の支援及び郷土料理の伝承 | p 32 ～ p 37 |
| | 安心・安全な食の確保 | ① 食の安全に関する情報提供 ② 消費トラブルの未然防止・拡大防止 | |
| | 家庭・地域への食育実践の拡大 | ① 保育園や学校等を起点とした食育に関する情報発信等 ② 食生活改善推進員の養成等 | |

1 「食」を通じた心づくり

(1) みんなで楽しく食べる食習慣の推進

幼年期、少年期は、人格や基本的な生活習慣が身につくきわめて重要な時期となります。この時期に自分で食事ができることや、様々な人と一緒に食事をする楽しさを味わうことは、社会生活における協調性や、生涯にわたっての豊かな人間関係を培っていくことにつながっていきます。

【具体的な取り組み】

① 保育を通じた基礎的な食習慣の確立

本市では、「敦賀市保育園食育計画」を定め、これに基づき、保育の中で食育に取り組んでいます。

異年齢交流や保育園給食等を通して、他者を思いやる心や「食」に携わる人への感謝の気持ちを育てています。またみんなで楽しく食べることで、より美味しく感じ、子どもたちの心の豊かさをも育みます。

さらに主体性や協調性を育むことも重視し、日々話し合いの機会を提供し、子どもが自分たちできまりを決め、守っていくことなど、様々な面から子どもたちの心の成長の手助けを行っています。

【参考】敦賀市保育園食育計画

平成 17 年の食育基本法の施行に伴い、保育園において食育を推進する上で、園児等への具体的な配慮事項等を定めた計画。

園児等の年齢段階や個別事情に応じた配慮事項を定めるとともに、健康だけでなく、人間関係や食文化等の食を取り巻く多面的な役割を育むことに特徴がある。

- 3 歳児未満 個人差等に応じた調理や、食事を楽しむこと、食生活に必要な活動に関心を高めることなどに配慮する。
- 3 歳児以上 健康だけでなく、人間関係の構築、食文化、いのち（自然）との関係等に対する関心を喚起するように配慮する。



地域の方との関わり



異年齢交流



三色板



食事の挨拶

| 取り組み内容 | 担当課 |
|--|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・年齢段階等に配慮した食事の提供 ・様々な人と一緒に食べる楽しさを味わう保育の実施 ・保護者等に対する食育・栄養指導等の実施 ・栽培・収穫・クッキング等の体験型食育の実施 ・伝統的な日本特有の食事の体験や食事マナー教育の実施 | <p>児童家庭課</p> |

② 幼稚園・学校での集団活動を通じた基礎的な食習慣の確立

幼稚園・学校は、集団活動を通じて、集団の一員としての自覚を深め、協力しながらより良い生活を築いていく自主的かつ実践的な態度を育てる重要な場となります。

学校生活の中で、人と人との良好な関係を構築していくことができるよう適切に指導等をしていくとともに、学校給食だけでなく、作物の栽培等の体験学習や給食週間等を通じて、「食べる」だけでなく「育てる」「作る」といった「食」に係る全段階の取り組みに携わさせます。また、生産者や調理従事者、給食当

番に対してはもちろん、自然の恵みである食材そのものへの感謝の気持ちを育てるとともに、残食をなくす指導等を通じて、協調性や社会性を育てていきます。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|--|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・生産者の苦勞と喜びを体験する田んぼの学校等のふるさと学習の実施 ・家庭生活における基礎的な技能の習得と調理をする人への感謝の気持ちを養う調理実習の実施 ・集団活動を通じて、望ましい食習慣を定着させる給食の提供 ・給食への理解と家庭での食の大切さを啓発する保護者を対象とした給食試食会の実施 | <p>学校教育課</p> |

(2) 食に関する感謝の念と理解の促進

家庭での食育を始め、保育園における保育や学校等における教育などを通じて、食べものをありがたくいただく気持ちを醸成することで、人生の早期の段階において、みんなで楽しく食べる食習慣の定着を推進します。

また、食（いのち）や食を支える人への感謝の心が身につくことで、食品ロスの削減に向けた行動ができるようになります。

【具体的な取り組み】

① 農業体験等の充実

子どもたちに「勉強して考える力」「内面を豊かにする力」「たくましく生きる力」が身につくよう、敦賀市「知・徳・体」充実プランを推進していく中で、地域に根ざした農業体験に取り組んでいます。地域の方にご指導いただきながら実体験することを通して、命の恵みや勤勞への感謝の意を育むとともに、ふるさと意識の高揚を図っています。

この取り組みの一つとして、市内小学校の児童を対象として、田植えや稲刈り等を行う農業体験学習である「田んぼの学校」や校外学習としての「東浦み

かんの摘果・収穫体験」等を実施しています。

また、土地所有者の協力を得て、誰でも利用できる「市民農園」を市内6か所に開設し、花や野菜を育て、農業に親しむ機会を提供しています。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none">・農業体験学習「田んぼの学校」の実施・野菜の栽培から収穫まで行える場所を提供（市民農園） | 農林水産振興課 |



田んぼの学校の様子



東浦みかんの収穫の様子

② 調理実習等を通じた食を学ぶ機会の提供

健康センター・子育て支援センター・保育園等において、食を学ぶ機会を増やす取り組みを行っています。子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは困難です。健全な食生活を確立することは、成長段階にある子どもが、必要な栄養を摂取することで健やかな体を作り、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となります。

妊婦・乳幼児セミナーでは、母体の変化に合わせた食事の進め方、月齢に応じた離乳食の進め方・調理の仕方・望ましい食生活についての指導を行っています。

保育園等では、みんなで栽培した旬の野菜を使用して、クッキングを行っています。生産から調理の過程を知ることで、さらに“食”への興味を持つことがねらいです。またそれにより、食べ物大切さや食材作りに携わる方々への感謝の気持ちが生まれるとともに、偏食を防ぐことも期待できます。

小中学校においては、家庭科の学習において、栄養を考えた食事のとり方や調理の基礎に加え、食事の役割や地域の食文化について学ぶなど、食生活を総合的に学習できるようにしています。調理実習では、調理への関心を高め、調理に関する基礎的・基本的な知識及び技能を身につけるとともに、調理のよさや作る楽しさを実感し、日常生活で工夫して活用する力を育てていきます。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|-------------------------|-------|
| ・乳幼児・妊婦セミナー等における食育活動の推進 | 健康推進課 |
| ・親子で参加できる食育活動の実施 | 児童家庭課 |
| ・家庭科等における総合的な食育の実施 | 学校教育課 |
| ・公民館における調理実習や学習活動の実施 | 生涯学習課 |



健康センターでのママパパセミナー



離乳食セミナー



保育園での地区の高齢者との会食会



地区の高齢者を招待した
クッキングパーティー

③ 食品ロス削減の推進

食品廃棄物のうち約 4 分の 1 は、食べ残しや消費期限切れなどにより、本来食べることができたのに廃棄されている、いわゆる「食品ロス」です。

日本では年間約 621 万トン、これを日本人一人あたりに換算すると、毎日お茶碗 1 杯分（約 134g）の食べ物を捨てていることとなります。食品ロスを削減するためには、食品ロスについての理解を深めることや食材の生産から消費にいたる食の循環を意識し、食に対する感謝の念を深めることも必要です。

そのため、生産や収穫体験、各種イベントを通じ、生産者と食品関連業者を含む消費者との交流を促進しています。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・おいしいふくい食べきり運動の推進 ・ごみの減量化の啓発 | 環境廃棄物対策課 |

2 「食」を通じた体づくり

(1) バランス良く規則正しい食習慣の確立

幼年期、少年期は、基本的な生活習慣、食生活が形成されるきわめて重要な時期です。また、健康に配慮した栄養バランスのとれた規則正しい食生活は、将来における生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸につながっていきます。

そこで、保育園における保育や幼稚園・学校における教育、さらには保護者に対する指導等を通じて、人生の早い段階で栄養バランスのとれた規則正しい食生活の実践を推進します。

【具体的な取り組み】

① 生活習慣の基礎・規則正しい食生活の確立

➤ 乳幼児セミナー等での食育の推進

規則正しい食生活の実践には、保護者が中心となった家庭での取り組みが不可欠です。子どもの食生活や生活リズムについての関心が高まる乳幼児期等のセミナーや健康診査時に、規則正しい生活リズムと食生活について保護者の理解を深め、望ましい食生活の実践につながるよう啓発します。

➤ 保育を通じた基礎的な食生活の実践

保育園等において、食事と身体との関係や健康的な生活習慣に対する関心を高め、栄養バランスの良い食事を進んでとろうとする、自主的な食生活の実践を推進します。

➤ 学校等での集団活動を通じた基礎的な食生活の実践

学校生活の中で、「早寝・早起き・しっかり朝食」といった規則正しい生活を促すとともに、児童・生徒が自ら健康管理ができ、望ましい食生活を実践することができるように、学校教育の中で年間指導計画に基づく食に関する指導等を計画的に実施していきます。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|--|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期におけるセミナー等での食事指導 ・離乳食セミナー・7か月児すくすく相談・1歳6か月児・3歳児健康診査等における保護者への食習慣の指導 | 健康推進課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前児童の保護者を対象とした家庭教育の講習会開催 | 生涯学習課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・年齢段階等に応じた食事と健康の関係等への関心を高める食育の実施 | 児童家庭課等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・通常保育、延長・一時保育等の特別保育における子どもの年齢や生活リズム等の把握とこれに応じた食事の提供 ・保護者への食生活の指導や相談の実施 | 児童家庭課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・食事と身体の関係に対する関心を高める三色板作成 ・食物アレルギーのある子どもの把握とマニュアルに則った給食の提供 ・「早寝・早起き・しっかり朝食」の実践を促す、保健指導等の実施 ・年間指導計画に基づく計画的な食育指導等の実施 | 学校教育課 児童家庭課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・資質向上及び安全管理の充実に向けた学校給食調理員の調理従事者研修会の実施 ・学校での取り組みを家庭に浸透させ、各家庭での望ましい食生活の実践を促す給食だよりによる食育に関する情報提供 | 学校教育課 |



子どもたちによる食べた給食の三色板の作成



保護者への食生活指導

② 若い世代の適切な食習慣の実践支援

極端な痩せや肥満予防、生活リズムの乱れなど、これから親になる世代、子育て世代である20～30歳代の若い世代についても、食に関する知識を深め、心身の健康を増進する健全な食生活の実践に向けた支援を行います。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------------------------|-------|
| ・乳幼児セミナー・妊婦セミナー・出前講座等における食育活動の推進 | 健康推進課 |

③ 生活習慣病の発症・重症化予防の推進

壮年期以降では、これまでの食生活を含めた生活習慣の乱れに起因する生活習慣病が顕在化してくる時期でもあり、自分の身体と向き合い自分に合った生活習慣（食生活）を実践することが重要です。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・働き盛りの市民を対象とした健康診査における食事指導・健康診査・保健指導を通じた生活習慣病予防のための食生活改善に関する指導 ・適正体重の維持にむけた啓発活動の推進 ・家庭での食生活改善のための知識や技術指導を行う料理教室の開催 ・広報つるが、RCN行政チャンネルを通じた望ましい食生活の啓発 | 健康推進課 |

(2) お口の健康づくり推進

健やかで豊かな生活を送るには、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるには口腔機能が十分に発達し維持されることが重要です。このため、生涯を通じてお口の状態について関心を持ち、望ましい習慣を身につけることが大切です。

【具体的な取り組み】

① 食と歯・口の健康に関する普及啓発

むし歯や歯周病など歯科疾患の改善のため、ライフステージに応じた歯科健診やブラッシング指導等を行っています。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・ライフステージに応じた歯と食についての教室や相談 ・ライフステージに応じ、歯科健診や歯周疾患検診を実施 ・歯と口の健康週間に歯ッピーフェアを開催 | 健康推進課 |

② 口腔機能向上の推進

十分に歯や口を使う「食べ方」の支援について、小児期では歯・口の機能の発達状況に応じた支援、成人期は生活習慣病予防対策に関わる支援、高齢期では、口腔機能維持の支援や機能低下による誤嚥・窒息の防止などライフステージに応じた食べ方の支援を行います。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------------------|-------|
| ・カムカム30（ひとくち30回以上噛む）の普及啓発 | 健康推進課 |

(3) 高齢者の低栄養の予防

栄養の過不足による疾患や身体機能の低下など、高齢者の低栄養は要介護状態につながる重要な課題です。

【具体的な取り組み】

① フレイル予防（バランスのとれた食事）

高齢期には、フレイル予防として、身体活動や生きがいなどと合わせて、バランスの良い食生活についても啓発します。

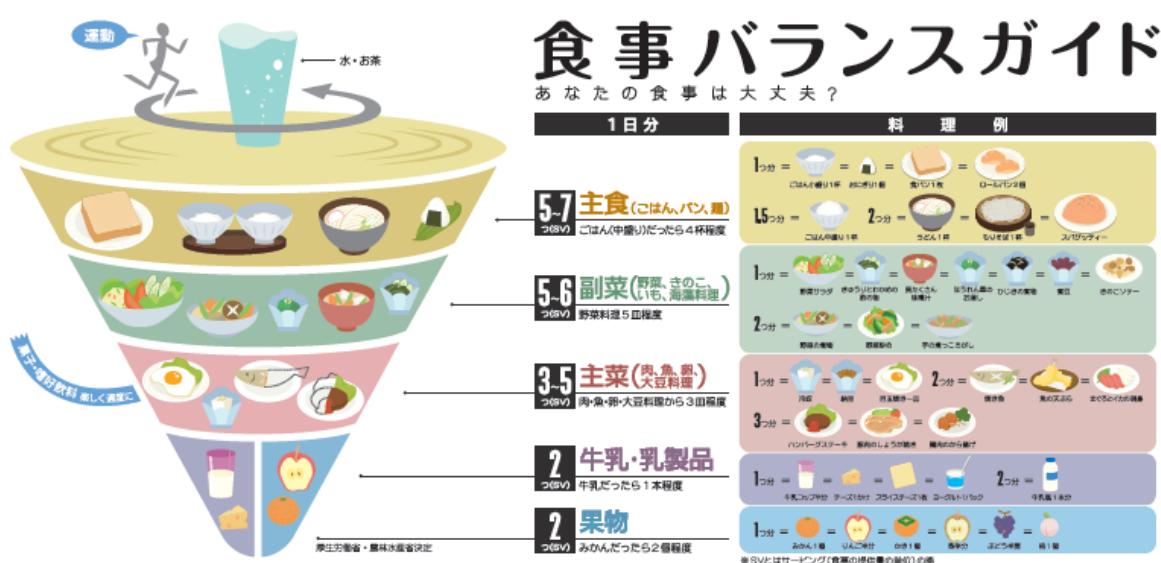
| 取り組み内容 | 担当課 |
|--|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 介護予防の一環として高齢者の調理実習や指導 フレイル予防として、運動だけでなくバランスのとれた食生活の啓発 | 長寿健康課 健康推進課 |

② 調理方法や栄養改善に関する普及啓発

高齢者を対象とした調理実習やセミナー、高齢者への健康診査を通して食生活の改善指導等を行い、自分の必要な食事量や種類、調理法等を知ること、健康の保持・増進を目指します。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> 高齢者への健康診査や食生活の改善指導等の実施 高齢者を対象とした調理実習やセミナーの実施 | 健康推進課 |

◆ 図表 1 8 食事バランスガイド



出典：厚生労働省ホームページ

3 「食」を通じた地域づくり

(1) 地産地消の拡大

本来、私たちの食は、私たちの住む地域に根ざした豊かな食文化を背景として形成されたものであることから、地域で暮らす私たちの生活習慣や地域の産業等にとって最も適したものとなっています。

しかし、現在、戦後の急速な経済発展に伴い、中食や外食の浸透や多様な輸入産品の流入等による食生活の画一化が進んだことで、私たちの地域性あふれる食文化が損なわれ、これを支えてきた地域の農林水産業が衰退する傾向にあります。

そこで、私たちの生活習慣の基盤となる地域性あふれる食文化をしっかりと後世に受け継いでいくとともに、地域経済の活性化に向けて、地産地消を推進していきます。

【具体的な取り組み】

① 保育園・学校給食等における地元食材活用の推進

保育園では、地域の方と共に「古田苺かぶら」や「黒河マナ」の栽培や収穫、「東浦みかん」のみかん狩りなどを行っています。収穫した野菜は、自分たちでクッキングをして、食べるなど、地場野菜は身近なものとして根付いています。

幼稚園・学校では、地元食材を多く取り入れた「ふるさと給食」の提供を行っています。また、地元食材活用に関する各種検討会を開催し、生産者や流通関係者等と情報交換を行っています。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|--|---------------------------|
| ・ 保育園・学校給食等における敦賀産米の使用 ・ 保育園・学校給食等における地元食材の使用推進 ・ 学校給食週間等における地元食材を多く取り入れた給食の提供 | 農林水産振興課 児童家庭課 学校教育課 |

② 地元食材の栽培及び販売促進

農産物直売所「ふるさと夢市場」において地元食材の販売促進を行っています。また、東浦みかんの栽培促進、敦賀ふぐの養殖や若狭牛の消費拡大を支援しています。指定管理者や農漁業者、農協、漁協と連携し、直売会や試食のふるまいを通して地元食材を県内外にPRしています。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|--|---------|
| <ul style="list-style-type: none">・地元食材活用に関する各種検討会の開催・農産物直売所「ふるさと夢市場」の運営・公設地方卸売市場の運営・東浦みかんの栽培促進 | 農林水産振興課 |

③ 伝統野菜復活の支援及び郷土料理の伝承

伝統野菜の生産組織に対して、販売促進にかかる費用等の一部を助成し支援を行っています。また、伝承料理「にしんずし」の講習会を開催し、郷土料理の普及や伝承を図っています。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none">・「敦賀ふぐ」の養殖支援・若狭牛の消費拡大支援・敦賀の伝統野菜復活のための支援、栽培や加工、販売に対する経費の一部を助成・敦賀の伝承料理「にしんずし」の料理講習会の開催 | 農林水産振興課 |
| <ul style="list-style-type: none">・公民館等における地元食材を利用したふるさと料理教室の開催 | 生涯学習課 |



農産物直売所「ふるさと夢市場」



東浦みかん



敦賀ふぐ

【参考】敦賀市の伝統野菜や伝承料理

◆ 杉箸アカカンバ

杉箸地区で 100 年以上前から栽培されていた赤カブラの一種。

直径 10 センチほどの鮮やかな深紅の実で、漬物等に用いられる。



◆ 古田苺かぶら

来歴は定かではないが、古田刈地区で栽培されていたカブラ。

肉質が柔らかいため、長期保存向けでなく、短期間の漬物として用いられる。



◆ 黒河マナ

山地区で栽培されている伝統野菜。3月下旬から4月中旬、茎を摘み取り、お浸しや煮物、漬物等に用いられる。



◆ にしんずし

身欠きにしんの麴漬けで、本来は保存食であったもの。

通常、このまま食するが、あぶり焼きとして食しても違った風味がある。



(2) 安心・安全な食の確保

近年、食品偽装や異物混入など食の安全を脅かす国内外の出来事によって、食品の安全性への関心が高まっています。

関係機関・団体との連携のもと、消費者に対する教育・啓発を行い、消費トラブルを未然に防止するなど、食品の安全等についての的確な情報発信に努めます。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体等との連携による消費者の教育・啓発を実施 ・消費者団体等との連携による消費トラブルの未然防止・拡大防止 ・国、福井県と密接に連携し、食品の安全等に関する的確な情報を発信 | 生活安全課 |

(3) 家庭・地域への食育実践の拡大

食育の実践が家庭や地域に拡大・浸透し、食育を地域ぐるみの活動としていくためには、保育園、幼稚園、学校、行政や関係機関だけの取り組みだけでなく、家庭や地域で主体的に取り組まれることが重要となります。

【具体的な取り組み】

① 保育園や学校等を起点とした食育に関する情報発信等

各家庭や地域が自主的に食育を実践していくことができるように、保育園や学校等を起点とした食育に関する取り組みを家庭に伝えるとともに、各地域における食育の実践者の育成等を推進します。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|--|------------------|
| ・ 保育園や健康推進課等の栄養士による保護者への食生活等の指導や相談の実施 | 児童家庭課 健康推進課 |
| ・ 保育園や学校等での取り組みを家庭に浸透させ、各家庭での食育の実践を促す給食だより等による食育に関する情報提供 | 児童家庭課 学校教育課 |
| ・ 学校におけるPTAを対象とした料理講習会や保護者を対象とした給食試食会の開催 | 学校教育課 |
| ・ 生産者の苦勞と喜びを体験する田んぼの学校等の体験学習の実施 | 農林水産振興課 学校教育課 |
| ・ 健康推進課等における家庭での食生活改善のための知識や技術指導を行う料理教室の開催 | 健康推進課 |
| ・ 小学校就学前児童の保護者を対象とした家庭教育の講習会の開催 | 生涯学習課 |

② 食生活改善推進員の養成等

食生活改善推進員は、子どもから高齢者まで、健全な食生活を実践することのできる食育活動に取り組み、食事バランスガイドの普及・地産地消・郷土料理や行事食、食文化の継承などという大きな視点から食育を捉え、健康づくり活動を進めています。

| 取り組み内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・ 食生活改善推進員を養成し、食を通じた健康づくり活動を支援 ・ 食生活改善推進員等と協働した食育推進事業の推進 | 健康推進課 |



生活習慣病予防教室



食生活改善推進員の活動

1 計画の推進体制と進行管理

<推進体制>

食育は、市民の生活の基本に関わるものであることから、この推進においては、行政だけでなく市民や各種団体等の理解と主体的な参画が重要となります。

そのため、本計画に定める各種取り組みについて、行政はもちろんのこと、関係機関・団体、そして市民の理解と協働によって、取り組みを進めていく必要があります。

(1) 市民・家庭の役割

本計画を推進していく上で、市民一人ひとりと社会の最小構成単位である家庭が最も大きな役割を担っています。

そのため、市民一人ひとりには、自らの心や体の健康と「食」との関係等に対する関心を高め、自らこの知識を身につけ、生涯にわたって健康的な食生活を実践していくことが重要となります。

また、自らが地域社会を構成する一員であることを認識し、地域の中で市民相互が支えあうとともに、関係機関・団体や行政と協力しながら、地域ぐるみで食育に取り組んでいくことが求められています。

(2) 関係機関・団体の役割

「食」に関わる取り組みを実施している関係機関・団体は、「食」に関する様々な知識や経験を持つものの、生産者や事業者、NPO団体等の市民活動団体といったように様々な組織があることから、その役割や目的がそれぞれ異なっています。

しかし、本計画における健全な食生活や真に豊かな食文化の推進は、これらの組織の利益や目的にかなうものであることから、関係機関・団体には、それぞれの役割を担いつつ、相互に連携し、市民の食育への取り組みを支えていくことが求められます。

(3) 保育園・幼稚園・学校の役割

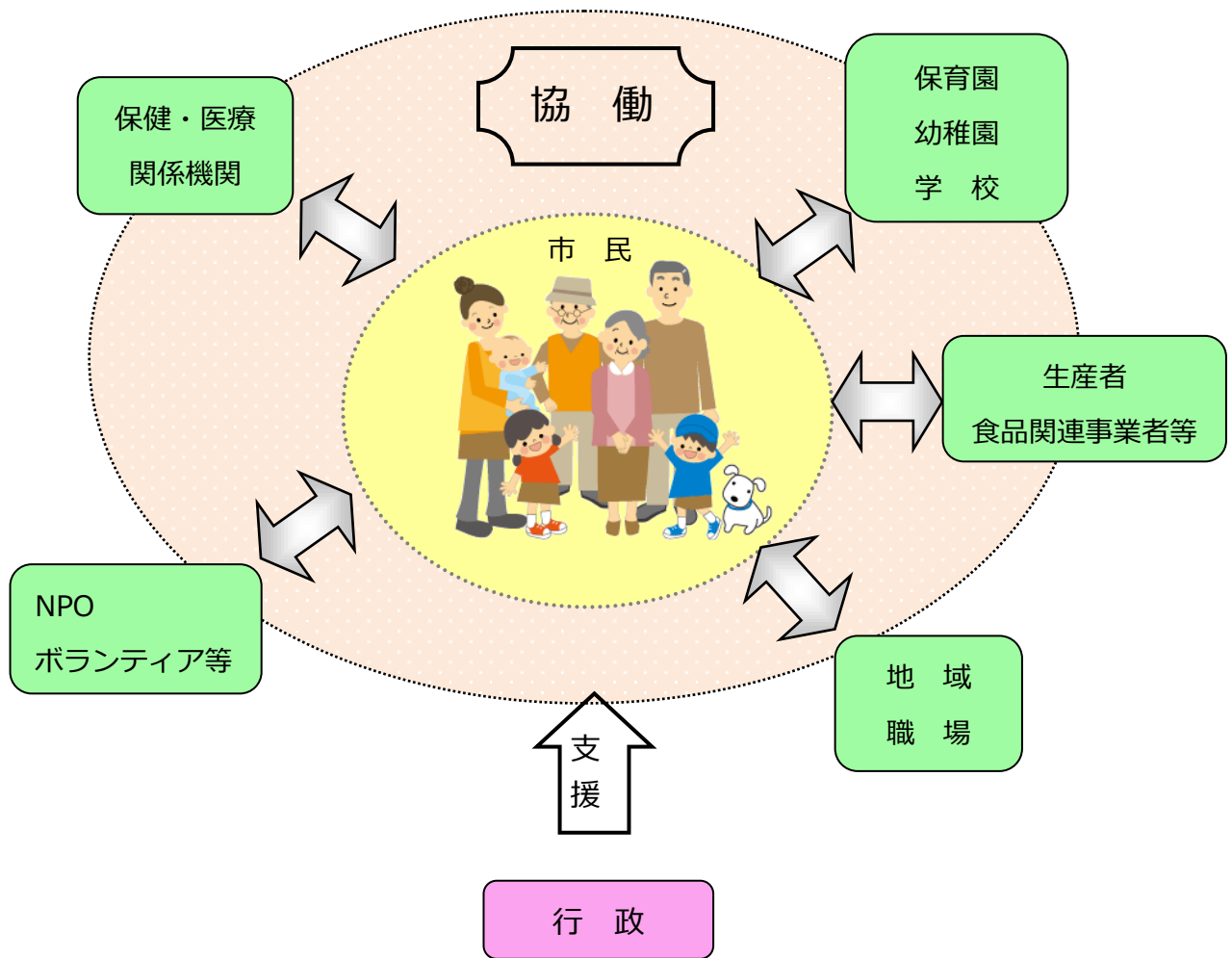
保育園では、保育計画に連動した食育の計画を策定するとともに、家庭や地域との連携を図り、保護者の協力の下、共に食育を推進することが重要です。保育園は、地域における子育ての支援の役割も担っていることから、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談に応じ、助言を行うよう努めることも重要です。

また、学校等における食育は、健康教育の一環として、給食の時間だけでなく、学校の教育活動全体を通じて行うことが求められています。そのため、幼稚園や小中学校においては、家庭や地域との連携を図り、保護者の協力の下、発達段階に応じた食育の推進に努めることが重要です。毎日の給食指導においては、地域の特色を活かした給食の実施を促進し、これを生きた教材として十分に活用することが大切です。

(4) 行政の役割

市民はもとより、地域や関係機関・団体等に対し、必要な知識・情報を提供するとともに、食の推進を一層活発化していくための環境を整備していくことが求められています。

健やかで心豊かな人間性を育むための様々な取り組みを、地域の実情に応じた効果的、効率的な方法で実施していけるよう努めるとともに、地域や関係機関・団体等と連携・協働しながら、計画の円滑な推進を図ります。



<進行管理>

本計画を着実に推進するためには、定められた基本目標をしっかりと見据え、これを実現するための事業や取り組みを進めていく必要があります。

計画の目標の達成状況については、アンケートや関連する各計画の評価などで現状を把握します。